・　家庭での育児等に悩みを持つひとり親への生活相談や生活支援講習会の実施、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣等、ひとり親の子育てや生活・健康に対する支援を行う。 ・　児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け等、経済的支援策を実施する。児童扶養手当については、機能の充実について、財源確保と併せて検討するとともに、父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄等の状態にある児童の支給要件について周知を図る。	
③　ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親が必要な支援につながるよう、相談窓口のワンストップ化を進める。	法務省、厚生労働省
④　離婚時の養育費の取決めを促進するため、子供の養育費の問題について幅広く情報提供する。離婚届書を受理する市町村の窓口において養育費の取決めに関する情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。	法務省、厚生労働省
⑤　家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・　生活困窮世帯等の子供への学習支援や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を推進する。 ・　幼児教育の無償化に向けた段階的取組、低所得世帯の高校生徒等への給付金制度の実施、大学等の授業料減免や無利子奨学金を始めとする大学等奨学金事業の充実等により、教育費に係る経済的負担の軽減を図る。 ・　ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。	文部科学省、厚生労働省
⑥　ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、子供の未来応援国民運動を展開する。	内閣府
ウ　子供・若者の自立に向けた力を高める取組	
①　社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。	文部科学省
②　若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。	内閣府、文部科学省、厚生労働省
③　ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせて行うなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。	内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省

2　高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向
高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図る。 また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める。

具体的な取組	担当府省
ア　高齢者が安心して暮らせる環境の整備	
①　高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するとともに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に推進する。	厚生労働省、関係府省
②　年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置の着実な実施やシルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。	厚生労働省
③　社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命の延伸を実現する。	厚生労働省
④　医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。	厚生労働省、関係府省
⑤　認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することがないなど住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27年１月27日厚生労働省公表）に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。	厚生労働省、関係府省
⑥　高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。	文部科学省、厚生労働省、関係府省
⑦　安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。	内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省
⑧　企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発等を支援する。	総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省
⑨　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を踏まえ高齢者虐待防止の取組を推進する。	厚生労働省、関係府省
⑩　消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする高齢者の消費者被害の防止を図る。	消費者庁、関係府省
⑪　上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成24年９月７日閣議決定）に基づき必要な取組を推進する。	内閣府、関係府省
イ　障害者が安心して暮らせる環境の整備	
①　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。平成28年４月施行。）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。	内閣府、関係府省
②　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。	厚生労働省、関係府省
③　消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。	消費者庁、関係府省
④　障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。	内閣府、警察庁、国土交通省、関係府省
⑤　障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図る。	厚生労働省
⑥　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や障害者雇用対策基本方針（平成26年３月31日厚生労働省告示第137号）等を踏まえた就労支援を行う。	厚生労働省